

令和4年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第10号	甲賀広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	令和4年12月23日	原案可決
議案第11号	甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和4年12月23日	原案可決
議案第12号	令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)	令和4年12月23日	原案可決
議案第13号	甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	令和4年12月23日	原案可決

議案第 10 号

甲賀広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月23日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和4年12月23日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

派遣した職員を定数外とする規定を新たに設けるため。

甲賀広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員定数条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（定数外）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣した職員は、第2条に規定する職員の定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月23日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和4年12月23日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

人事院勧告に基づく給与改定等及び管理職の処遇改善による管理職手当の増額に対応した割合の改正を行うため。

甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100

28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	

76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					

	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、すべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

第2条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の15」を「100分の20」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）

第11条第2項の改正規定 令和5年1月1日

(2) 第2条中給与条例第23条第2項の改正規定 令和5年4月1日

2 第1条の規定（給与条例第23条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 12 号

令和4年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

令和4年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,152千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,879,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月23日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和4年12月23日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

人事院勧告、職員異動等による人件費見込み、地方債の変更、契約の確定等による歳入歳出予算の補正措置、また、消防費における債務負担行為を追加するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,816,720 千円	△11,287 千円	2,805,433 千円
	1. 負 担 金	2,816,720	△11,287	2,805,433
2. 使用料及び手数料		368,302	△1,500	366,802
	2. 手 数 料	366,604	△1,500	365,104
5. 諸 収 入		173,675	121	173,796
	2. 雑 入	173,672	121	173,793
6. 組 合 債		1,040,300	△3,800	1,036,500
	1. 組 合 債	1,040,300	△3,800	1,036,500
7. 財 産 収 入		0	314	314
	1. 財 産 売 払 収 入	0	314	314
補正されなかった款に係る額		497,034		497,034
歳 入 合 計		4,896,031	△16,152	4,879,879

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費		2,673,795 千円	△5,650 千円	2,668,145 千円
	1. 清掃費	2,673,795	△5,650	2,668,145
4. 消防費		1,872,333	△10,502	1,861,831
	1. 消防費	1,872,333	△10,502	1,861,831
補正されなかった款に係る額		349,903		349,903
歳出合計		4,896,031	△16,152	4,879,879

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
甲賀広域行政組合消防本部庁舎 エレベーター基板取替工事	令和4年度から令和6年度まで	千円 800

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業	千円 60,900	普通貸借 (証書借入)	年 % 4.0% 以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には、 その債権者との協定するものによる。 ただし、組合財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し又は繰上 償還若しくは低利に借換えすること ができる。	千円 57,100	普通貸借 (証書借入)	年 % 4.0% 以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には、 その債権者との協定するものによる。 ただし、組合財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し又は繰上 償還若しくは低利に借換えすること ができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	2,816,720	△11,287	2,805,433
2. 使用料及び手数料	368,302	△1,500	366,802
3. 国庫支出金	448,376	0	448,376
4. 繰越金	48,658	0	48,658
5. 諸収入	173,675	121	173,796
6. 組合債	1,040,300	△3,800	1,036,500
7. 財産収入	0	314	314
歳入合計	4,896,031	△16,152	4,879,879

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	1,352	0	1,352				
2. 総 務 費	60,131	0	60,131				
3. 衛 生 費	2,673,795	△5,650	2,668,145				△5,650
4. 消 防 費	1,872,333	△10,502	1,861,831		△3,800	△1,500	△5,202
5. 公 債 費	285,420	0	285,420				
6. 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	4,896,031	△16,152	4,879,879		△3,800	△1,500	△10,852

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 清掃関係負担金	749,577	△6,085	743,492	1. 清掃関係負担金	△6,085	経常経費
5. 消防関係負担金	1,994,819	△4,432	1,990,387	1. 消防関係負担金	△4,432	
6. 消防関係建設負担金	7,149	△770	6,379	1. 消防関係建設負担金	△770	
計	2,816,720	△11,287	2,805,433			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

2. 消防手数料	7,500	△1,500	6,000	1. 消防手数料	△1,500	申請・証明手数料
計	366,604	△1,500	365,104			

(款) 5. 諸収入

(項) 2. 雑入

1. 雑入	173,672	121	173,793	1. 雑入	121	公務災害補償基金精算金
計	173,672	121	173,793			

(款) 6. 組合債

(項) 1. 組合債

2. 消防債	60,900	△3,800	57,100	1. 消防債	△3,800	施設整備事業（一般財源化分） 一般事業	△1,400 △2,400
計	1,040,300	△3,800	1,036,500				

(款) 7. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

1. 物品売払収入	0	314	314	1. 物品売払代金	314	
計	0	314	314			

3. 歳出

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 清掃総務費	342,831	△1,056	341,775				△1,056	2. 給料	87	
								3. 職員手当等	731	管理職手当 38 勤勉手当 693
								4. 共済費	300	社会保険料
								12. 委託料	△2,000	し尿収集運搬業務委託
								26. 公課費	△174	大気汚染賦課金
2. し尿処理費	111,146	△945	110,201				△945	14. 工事請負費	△945	前処理設備点検整備工事 △471 汚泥処理設備点検整備工事 △474
3. ごみ処理費	497,426	△3,649	493,777				△3,649	10. 需用費	△2,530	市指定ごみ袋印刷製本費
								12. 委託料	△217	消防設備点検業務委託
								14. 工事請負費	△428	焼却施設定期点検整備工事
								18. 負担金補助 及び交付金	△474	大阪湾圏域広域処理場整備事業 負担金
計	2,673,795	△5,650	2,668,145				△5,650			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,685,144	△6,166	1,678,978			△1,500	△4,666	2. 給料	△3,570	
								3. 職員手当等	△1,407	通勤手当 △600 休日勤務手当 △2,200 管理職手当 799 期末手当 △300

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									勤勉手当 894	
								4. 共済費	△3,200	県共済組合負担金 △3,000 県退職手当組合負担金 △200
								10. 需用費	2,011	燃料費 786 貸与品費 △4,744 光熱水費 5,969
2. 消防施設費	180,039	△3,566	176,473		△3,800		234	10. 需用費	760	燃料費
								17. 備品購入費	△4,326	高規格救急自動車 △2,116 消防ポンプ自動車 △2,210
3. 消防庁舎建設費	7,150	△770	6,380				△770	14. 工事請負費	△770	信楽消防署下水道接続工事
計	1,872,333	△10,502	1,861,831		△3,800	△1,500	△5,202			

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長 等	人 2	千円 240	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	議 員	10	470						470		470	
	その他の 特別職	15	228						228		228	
	計	27	938						938		938	
補正前	長 等	2	240						240		240	
	議 員	10	470						470		470	
	その他の 特別職	15	228						228		228	
	計	27	938						938		938	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	231 (4)	0	837,451	567,317	1,404,768	405,483	1,810,251	
補正前	234 (5)	0	840,934	567,993	1,408,927	408,383	1,817,310	
比 較	△3 (△1)	0	△ 3,483	△ 676	△ 4,159	△ 2,900	△ 7,059	

職員手当 の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	管 理 職 手 当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 特別勤務 手 当	特殊勤務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	165,417	151,284	44,412	22,161	19,482	28,519	8,688	51,238	664	10,561	48,506	16,385
	補正前	165,717	149,697	44,412	22,161	20,082	27,682	8,688	51,238	664	10,561	50,706	16,385
	比 較	△ 300	1,587	0	0	△ 600	837	0	0	0	0	△ 2,200	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
補正前	0 (0)	0	0	0	0	0	0	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	千円 △ 3,483	給与改定に伴う増減分	千円 2,975		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 6,458	職員の異動等によるもの	
職員手当	△ 676	制度改正に伴う増減分	5,689	勤勉手当 5,174千円 管理職手当 515千円	
		その他の増減分	△ 6,365	職員の異動等によるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
令和4年11月1日現在	平均給料月額(円)	295,599
	平均給与月額(円)	375,642
	平均年齢(歳)	39.2
令和3年11月1日現在	平均給料月額(円)	291,775
	平均給与月額(円)	352,223
	平均年齢(歳)	38.6

イ 初任給

区 分	学 歴	行 政 職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
令和4年11月1日現在	高 校 卒	150,600	150,600
	大 学 卒	171,700	182,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年11月1日現在	1 級	60 (1)	26
	2 級	31	14
	3 級	24 (1)	10
	4 級	63 (2)	27
	5 級	24	10
	6 級	23	10
	7 級	6	3
	計	231 (4)	100
令和3年11月1日現在	1 級	64 (1)	28
	2 級	29	12
	3 級	25 (2)	11
	4 級	59 (3)	26
	5 級	27	12
	6 級	20	9
	7 級	5	2
	計	229 (6)	100

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 師 技 師	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 施設長補佐	課 長 所 参 事 長 施 設 長 課 長 署 長 室 参 事 長 副 署 長 分 署 長	次 長 事 務 局 長
消 防 職	消 防 士 消 防 副 士 長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	課 長 所 参 事 長 施 設 長 課 長 署 長 室 参 事 長 副 署 長 分 署 長	消 防 次 長 消 防 長

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種 行 政 職
補	職 員 数 (A) (人)	231 (4)	231 (4)
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215	215
正 後	号給数別内訳	2号級(人)	0
		3号級(人)	6
		4号級(人)	209
	比 率(B) / (A) (%)	93.1	93.1
補	職 員 数 (A) (人)	234 (5)	234 (5)
	昇給に係る職員数 (B) (人)	218	218
正 前	号給数別内訳	2号級(人)	0
		3号級(人)	6
		4号級(人)	212
	比 率(B) / (A) (%)	93.2	93.2

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.150 (1.125)	2.250 (1.175)	4.400 (2.300)	有	
補正前	2.150 (1.125)	2.150 (1.125)	4.300 (2.250)	有	
国の制度	2.150 (1.125)	2.250 (1.175)	4.400 (2.300)	有	

注 支給率()内は、再任用職員に対する率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	管内	東京都特別区
支給率(%)	2.5	17
支給対象職員数(人)	231 (4)	0
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3 ~ 6	20

注 職員数()内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	
給料総額に対する比率 (%)	1.3	1.3	1.3
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	97.0	97.0	97.0
代表的な特殊勤務手当の名称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当、 感染症り患者等搬送業務手当、物件処理作業従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額又は見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
し尿処理施設運転管理業務委託	82,830	令和2年度から 令和3年度まで	22,605	令和4年度から 令和5年度まで	45,210	0	0	0	45,210
市指定ごみ袋取扱い業務	72,270	令和3年度	0	令和4年度	72,270	0	0	72,270	0
基幹的設備改良事業	4,550,000	令和元年度から 令和3年度まで	1,336,941	令和4年度から 令和5年度まで	3,099,799	770,850	1,843,400	0	485,549
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	15,450	令和3年度	0	令和4年度	15,048	0	0	0	15,048
可燃ごみ外部搬出処理業務委託	92,982	令和3年度	0	令和4年度	81,640	0	0	0	81,640
ごみ焼却灰等運搬業務委託	37,826	令和3年度	0	令和4年度	20,554	0	0	0	20,554
市指定ごみ袋取扱い業務	97,800			令和4年度から 令和5年度まで	97,800	0	0	97,800	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	88,770			令和4年度から 令和7年度まで	88,770	0	0	0	88,700
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	17,900			令和4年度から 令和5年度まで	17,900	0	0	0	17,900
可燃ごみ受入業務委託	12,000			令和4年度から 令和5年度まで	12,000	0	0	0	12,000
焼却施設定期点検整備工事	79,000			令和4年度から 令和5年度まで	79,000	0	0	0	79,000
ごみ処理施設用薬剤の購入	83,476			令和4年度から 令和5年度まで	83,476	0	0	0	83,476
し尿処理施設用薬剤の購入	20,863			令和4年度から 令和5年度まで	20,863	0	0	0	20,863
分析業務委託	2,700			令和4年度から 令和5年度まで	2,700	0	0	0	2,700
甲賀広域行政組合消防本部庁舎 エレベーター基板取替工事	800			令和4年度から 令和6年度まで	800	0	0	0	800

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
普通債	1,217,427	1,628,546	1,036,500	280,313	2,384,733
(1) 衛生	259,690	907,263	979,400	56,152	1,830,511
(2) 消防	957,737	721,283	57,100	224,161	554,222
合 計	1,217,427	1,628,546	1,036,500	280,313	2,384,733

議案第 13 号

甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定することについて、会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年12月23日 提出

提出者	甲賀広域行政組合議会議員	赤祖父 裕美
賛成者	同	山岡 光広

令和4年12月23日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

申し合わせ事項によって協議が必要とされる事案が発生した場合、議会開会当日に開催するとしていた全員協議会について、申し合わせ事項から削除し、議会会議規則に全員協議会の規定を新たに設け、議会開会当日に関わらず、議長が招集することとするもの。

甲賀広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則

甲賀広域行政組合議会会議規則（平成16年甲賀広域行政組合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「第5章 懲罰（第92条—第96条）

目次 第6章 議員の派遣（第97条） を
第7章 補則（第98条） 」

「第5章 懲罰（第92条—第96条）

第6章 全員協議会（第97条） に改める。

第7章 議員の派遣（第98条）

第8章 補則（第99条） 」

第98条を第99条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第97条を第98条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 全員協議会

（全員協議会）

第97条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。